

付表1 旧・新税率別、消費税額計算表 [経過措置対象課税資産の
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 [譲渡等を含む課税期間用]

一般

		課税期間	22.01.01～22.12.31	氏名又は名称	株式会社 ABC
区分		旧税率適用分 A	税率4%適用分 (地方消費税の課税標準となる消費税額) B	合計 (A+B) (消費税の税額) C	
課税標準額	税率4%適用分 1		円 47,028,000	円 47,028,000	
	旧税率適用分 2	円 0			0
	計 (1+2) 3	0	47,028,000		※申告書の1欄へ 47,028,000
消費税額	税率4%適用分 (1×4%) 4		1,881,120	1,881,120	
	旧税率適用分 5	0			0
	計 (4+5) 6	0	1,881,120		※申告書の2欄へ 1,881,120
控除过大調整税額 7		※付表2-(2)の21・22A欄の合計金額 0	※付表2-(2)の21・22B欄の合計金額 0	※申告書の3欄へ 0	
控除税額	控除対象仕入税額 8	※付表2-(2)の20A欄の金額 0	※付表2-(2)の20B欄の金額 649,538	※申告書の4欄へ 649,538	
	返還等対価に係る税額 9	0	0		※申告書の5欄へ 0
	貸倒れに係る税額 10	0	0		※申告書の6欄へ 0
	控除税額小計 (8+9+10) 11	0	649,538		※申告書の7欄へ 649,538
控除不足還付税額 (11-6-7) 12			※申告書の17欄へ 0		0
差引税額 (6+7-11) 13		0	1,231,582	1,231,582	
合計差引税額 (13-12) 14				※マイナスの場合は申告書の8欄へ ※プラスの場合は申告書の9欄へ 1,231,582	

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	22.01.01~22.12.31	氏名又は名称	株式会社 ABC
項目			金額		
	課税売上額(税抜き)	1		47,028,729	円
	免税売上額	2		0	
	非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	3		0	
	課税資産の譲渡等の対価の額(1+2+3)	4		47,028,729	※申告書の15欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(4の金額)	5		47,028,729	
	非課税売上額	6		600,000	
	資産の譲渡等の対価の額(5+6)	7		47,628,729	※申告書の16欄へ
	課税売上割合(4/7)		[98.7 %]	※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	8	※注2参照	17,050,380	
	課税仕入れに係る消費税額 (8×4/105)	9	※注3参照	649,538	
	課税貨物に係る消費税額	10		0	
	納税義務の免除を受けない(受け)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	11		0	
	課税仕入れ等の税額の合計額(9+10±11)	12		649,538	
	課税売上割合が95%以上の場合(12の金額)	13		649,538	
課税売上割合が未満の場合	個別対応方式による課税売上げにのみ要するもの	14		0	
	12のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	15		0	
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [14+(15×4/7)]	16		0	
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (12×4/7)	17		0	
控除の税額調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	18		0	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	19		0	
差引	控除対象仕入税額 [(13、16又は17の金額)±18±19]がプラスの時	20		649,538	※申告書の4欄へ
	控除過大調整税額 [(13、16又は17の金額)±18±19]がマイナスの時	21		0	※申告書の3欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	22		0	※申告書の3欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 (8)欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、(9)欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入に係る消費税額} (9) = \left\{ \frac{\text{課税仕入に係る支払対価の額 (仕入対価)}}{105} \right\} - \left\{ \frac{\text{仕入対価の返還等}}{105} \times \frac{4}{105} \right\}$$

4 (21)欄と(22)欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書(3)欄に記入する。

付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

		課税期間	22.01.01~22.12.31	氏名又は名称	株式会社 ABC
項目		旧税率適用分 A	税率4%適用分 B	合計金額 (A+B) C	
課税売上額(税抜き)		1 円 0	円 47,028,729	円 47,028,729	
免税売上額		2		0	
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額		3		0	
課税資産の譲渡等の対価の額(1+2+3)		4		※申告書の15欄へ 47,028,729	
課税資産の譲渡等の対価の額(4の金額)		5		47,028,729	
非課税売上額		6		600,000	
資産の譲渡等の対価の額(5+6)		7		※申告書の16欄へ 47,628,729	
課税売上割合(4/7)				〔 98.7 %〕 ※端数切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)		8 0	17,050,380	17,050,380	
課税仕入れに係る消費税額 (8×4/105)		9 0	649,538	649,538	
課税貨物に係る消費税額		10 0	0	0	
納税義務の免除を受けない(受け)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額		11 0	0	0	
課税仕入れ等の税額の合計額(9+10±11)		12 0	649,538	649,538	
課税売上割合が95%以上の場合(12の金額)		13 0	649,538	649,538	
課税売上割合が95%未満の場合	個別対応方式	12のうち、課税売上げにのみ要するもの	14 0	0	
		12のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	15 0	0	
	一括比例配分方式	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [14+(15×4/7)]	16 0	0	
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (12×4/7)	17 0	0	
控除の税額調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額		18 0	0	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額		19 0	0	
差引	控除対象仕入税額 [(13、16又は17の金額)±18±19]がプラスの時		20 ※付表1の8A欄へ 0	※付表1の8B欄へ 649,538	649,538
	控除過大調整税額 [(13、16又は17の金額)±18±19]がマイナスの時		21 ※付表1の7A欄へ 0	※付表1の7B欄へ 0	0
貸倒回収に係る消費税額		22	※付表1の7A欄へ 0	※付表1の7B欄へ 0	0

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。